

クリスマスというと皆さまは何を連想しますか？

私は大学時代、地元のコンビニでバイトしていましたが、20歳のクリスマスイヴはケーキの店頭販売のためにサンタクロースの扮装をしヴァイオリンを弾きました。手袋をはめたまま演奏できないので、素手の指先がかじかみ、とても辛かった思い出があります。しかしケーキを買った親子のお客様と記念撮影をして喜ばれるのは悪い気がしませんでした。さらにお店でケーキを無料で頂き、大の甘党の私にはとても嬉しかったものです。



## 自力でつかんだ建設業許可申請

地元の建設会社様から8月下旬に承った建設業許可申請。専任技術者に必要とされる実務経験10年の要件が満たされるのを待って、去る11月24日に都庁建設業課へ社長様と一緒に申請を提出して参りました。

この会社様はどのように富田事務所を選択して下さったのかというと、「赤羽、建設業」でネット検索しメールで問合せしてくれたのです。ご存じの通り、弊事務所はホームページを作成し、そのアドレスを多くの行政書士無料検索サイトに掲載したりしており、その営業効果の現われでした。どなたかの紹介ではなく自力でつかんだクライアントは、また実感や仕事をする喜びが違ってきますね。

さて建設業許可の書類を作成する上で最も難しい点は、業種の見極めだと考えます。建設業には28業種ありますが、例えば「建築工事業(建築一式)」で出したとしても、その工事の中に内装や建具が含まれていたとしたら、部分的に「内装仕上工事業」「建具工事業」に切り離して実績を出さなければならなくなることもありえます。正直に書きますが今回の新規申請について、私は業種分けを見誤りました。というのは許可申請業種を「管工事業」と見極めたのですが、都庁審査で「機械器具設置工事業」であると指摘され、その場に同行していた社長様と相談して業種替えすることにしたのです。その他にも、登記上の所在地以外に営業所がある場合にだけ用意すればよい賃貸借契約書の写しを添付してしまったり、保険証の写しを忘れて(社長様が持参していたので事無きを得ました)と少々ハプニングがありました。何とか受理してもらいました。

今後もこの会社様とお付き合いできることになれば、少なくとも5年に一度の許可更新、毎年度の決算変更届、登記上の例えば役員変更が生じれば役員変更届などの作成の依頼があるかもしれません。それだけに留まらず相談に乗り適切に助言していくには日頃の研鑽が欠かせません。失敗は成功の母。次の業務の糧とします。

## はじめての会社設立①

富田事務所は今年7月1日開設となっていますが、実際は6月から営業活動だけは始めておりました。師匠・同門の先輩・友人の行政書士や、師匠事務所で研鑽を積む以前から微かに知っていた他士業の先生たち。あとは電話帳で片っ端から調べて、地元を中心に他士業事務所へひたすらアタックを繰り返していました。

だいたい事前に電話をかけて「この度赤羽2丁目で開設しました。ご挨拶させてもらえませんか？」と切り出します。快く会って下さる先生、門前払いの先生様々です。

ともかく執念深い(?)営業努力の甲斐があり、同じ赤羽2丁目の税理士の先生から、会社設立登記申請の書類作成代行の仕事を回して頂くことができました。確か6月18日に挨拶訪問を済ませ、2週間くらいしてから突然、電話があり、「お客を待たせているから今すぐ来てくれ！」と言われ武者震いしました。挨拶時に会社設立をメイン業務の1つとしていると宣伝しましたが、セミナーの研修を受けた他は、実は全くの未経験。「準備がありますので今から30分後に伺います」と取り敢えずかわし、その間に必死にその研修資料を読み下し、以前から用意してあった株式会社定款のフォーマット書式などを印刷したりしたものです。

その先生の事務所は富田事務所から歩いて1~2分。前にもいた白っぽい毛むくじやらのワンちゃんに微笑む余裕は全くなく、緊張した面持ちでした。税理士先生とそのお客様(社長様)がいて、すでに税理士先生が手慣れた感じで相談票らしきものに聞き取り結果を書き込んでいました。商号、本店所在地、目的、就任予定役員、事業年度(何月決算か)といった具合です。これはそのまま株式会社定款の条文に当てはまることばかりで、セミナーの研修でも確かに「実際に定款のフォーマット書式がそのまま出来上がるような感じで聞き取りしていくこと」と習いました。私は当初、税理士先生がお客様に聞き取りすることをじっと聞いているだけでしたが、少しずつ質問するようにしていきました。黙ってばかりでは情けないですからね(笑)。その会社は、塗装と防水工事を行うということでしたが、「目的」として記載する際、本当にそれだけで良いのか？それが初めての質問だったと記憶しています。

昔のように株式会社は資本金1,000万円以上というルールはありません。資本金の7%分を登録免許税として払いますが最低額は15万円ですので、それでは資本金は上手にしぼって200万円としましょうか。発行可能株式総数も綺麗に割り切れるように200株とし、いわゆる「4倍ルール」によって発行済株式総数は50株・・・などテンポ良く決まっていきます。就任予定役員は社長様のみで発起人も兼ねるということに。

社長様ご自身が法務局に提出する日は、大安吉日ということで7月17日になりました。ほぼ2週間のタイムリミットです。「後は社長さんとあなたで直接やり取りしてね」と税理士先生は仰いました。私はもっとも気にかかっていたことを税理士先生に聞きました。仕事を紹介してくれたバックマージンのことです。先生は「そんなものはいらないよ。その分、社長さんからあなたがもらう報酬を安くしてやりなさい」。何と高潔な先生なのだろう。私は力強く頷きました。(次号につづく)

## 知的資産経営ってなあに？

皆さまは「知的資産」という言葉を聞いたことがありますか？ どの企業様も必ず年に一度作成する確定申告の中の財務諸表は、貸借対照表(BS)や損益計算書(PL)などに分かれ、その年度の有形固定資産や流動資産、純資産等を算出していきますね。この現行の財務諸表に現われない財務情報のことを知的資産と呼んでいます。専門用語では暗黙値、オフバランス資産という言い方もするようです。具体的には、信用、伝統、知名度、地域密着、厚い信頼、顧客の継承、技術の継承などを指します。よう〜く考えますと、対極的にある物的資産より、これら知的資産の方が経営面ではとても大切なように見えませんか？

今、この知的資産経営報告書を作成することが注目を浴びています。何のために作成するのかというと、後継者難に悩む企業様が人材を探すため(事業承継)、金融機関に融資を依頼するため、企業の活動の中身自体を世間に知ってもらうため、作成することそのもののプロセスで自己分析するため、様々です。

対する金融機関側も目利き能力を養わなければなりません。顧客との長期間にわたる取引関係を通して、顧客のビジネスや財務内容を身近によく観察し、熟知することにより審査や債権管理を行う方法(レイションシップ・バンキング、リレ・バン)として、知的資産経営情報を求めています。さらには企業を支援する士業者など専門家も作成能力が問われてきます。

私は、11月17日に中小企業基盤整備機構主催による「中小企業のための知的資産経営フォーラム 2009」を受けてきまして、実際に経営報告書を作成した企業様の話を聞き、報告書のサンプルも見てきました。ちょっと馴染みの薄い話かもしれませんが、特に老舗、中小企業には重要な内容です。ご興味のある方はぜひお問い合わせ下さい。

## インフルエンザに備える

11月12日に地元の診療所でインフルエンザ予防接種(旧型)を受けてきました。当初はかかりつけの地元の病院に当たったのですが、サンプルが品切れと言われ困っていたところ、友人の行政書士から「クリニックなら残っているのでは」と教わり、母と一緒に受けに行くことができました。S先生、有難うございます。保険外治療であるのが痛いですが、2,500円と安価でした。

我々の業界でも、東京都行政書士会市民法務部主催による「新型インフルエンザ対策研修会」が開催されたり、先の行政書士試験本部員として立ち会う際もマスク必着を命じられたりしています。電話相談窓口として厚生労働省(03-3501-9031、平日10時~18時)や、東京都新型インフルエンザ相談センター(0570-03-1203)が用意されています。一介の行政書士として何ができるのか考え、「啓蒙活動及び情報発信活動を実施する」(災害復興まちづくり支援機構研修会/市民法務部)という項目から、富田事務所報でも発信することとしました。

## めげずに前回事務所報の補足

前回事務所報の記事「裁判所や国会から出す内容証明」につきまして、「内容証明自体には法的拘束力はありません」と執筆しましたが、一部からご指摘を受けたので補足説明します。

「法的拘束力はありません」と書いたのは、それに絶対に従わせる力までは備わっていない、という意味でした。今回は時効の効果について少し言及しておきます。

まず確定日付のある内容証明郵便を出すことによって債権時効消滅を阻止します。これが「時効の停止」ですが、提出後6カ月以内に裁判手続をしないと「時効の中断」となりません。例えば貸金返還請求であれば6カ月以内に支払ってくれれば、もちろんその必要はなくなりますが。

次に、同報の記事「豪胆な相談申込者 in 無料相談会」につきまして、東京ガスの支払いが滞り法的処置がとられる場合、「強制執行や差押えによる」と執筆しましたが、これが最初は支払督促の方法がとられるのでは、とご指摘を受けました。

簡易裁判所の支払督促にて現在、クレ・サラ事件以外に多数あるのが、携帯電話通話料の支払請求のようです。またNHKは昨年1月に民事手続による受信料の支払督促を実施して、未払い世帯33件の内16件に応じさせるという効果を出しています。もうお分かりだと思いますが、現在の不況から考えて、携帯電話通信会社やNHKの例にならい、ライフライン関連会社の債権者も安価の費用で済む支払督促による方法をとることが考えられます。

裁判所が支払督促を発する手続をとってくれ、債務者が2週間以内に異議の申立てをしなければ、裁判所は、債権者の申立てにより、支払督促に仮執行宣言を付さなければなりません。債権者はこれに基づいて初めて強制執行の申立てをすることができます。

以上の2点になります。これに決してめげることなく、新年も自己研鑽を積んで、お役立ち情報を満載した事務所報を作成していきます。詳細に渡りご指導を頂きました弁護士のお先生、本当に有難うございました！

平成21年12月1日発行（不定期発行）第5号

発行 行政書士富田賢事務所 行政書士 富田 賢(とみた まさる)

〒115-0045 東京都北区赤羽2-31-3 タグチコーポ101号室

JR赤羽駅東口・東京メトロ赤羽岩淵駅1番出口下車ともに徒歩8分

電話 03-3901-2153 FAX 03-3901-2164

メール info-gtmo@kdr.biglobe.ne.jp

URL <http://www7b.biglobe.ne.jp/~gtmo/>

建設・宅建、会社設立、相続、内容証明、各種許認可

事務所元年となった本年はお世話になりました。来年もどうぞ宜しくお願い致します。

※年末年始の休業日は12月26日(土)～1月4日(月)となります。